糸島市消防本部からのお知らせ

火災予防について

○万が一、火災が発生した場合、建物の構造や密集度等によりその被害は大きなものとなります。
一人一人が気を付け、火災の発生を未然に防ぎましょう！

＜こんろ火災に注意＞

飲食店での主な火災原因は「こんろ」です。

こんろ火災の出火原因の過半数が、こんろ使用中にその場を離れてしまう、いわゆる「点火放置」によるものです。

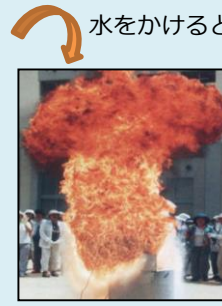

（爆発時の写真）

“こんろ火災”を起こさないために

① こんろ使用中は、その場を絶対に離れない。

② こんろ周りに燃えやすいものを置かない。（着衣着火にも注意！）

③ 過熱防止装置付きこんろを使用する。

天ぷら鍋（油鍋）から出火した場合、水をかけて消火すると、炎が急激に拡大し爆発するため、大変危険です。 ⇒ 消火器での消火が最も有効です!!
併せて消火器の点検もしておきましょう

放火対策について

○『放火・放火の疑い』による火災は、常に出火原因の上位を占めています。

＜放火対策について＞

放火火災は年間をとおして発生していますが、過去の統計によると、夕方6時から翌朝６時までの間に、約７割発生しています。

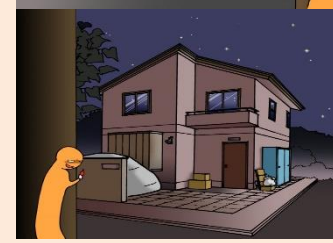

“放火火災”を防止するために

① 店舗の周りに燃えやすい物を置かないようにしましょう。

② 夜間、店舗の周囲や駐車場は照明を点灯し明るくしましょう。

③ 空き店舗、物置にはカギをかけましょう。

④ 車などのボディカバーは燃えにくいものを使いましょう。

⑤ 商店街・地域ぐるみで放火防止に取り組みましょう。

イベントで火気器具を使用する場合の消火器の準備等について

○多くの方が集まるイベントで、万が一火災が発生した場合は、大きな被害となる恐れがあります。

①イベントで火気器具（ガスコンロやホットプレート等）を使用する場合は、糸島市火災予防条例に基づき、消火器の準備が必要です。

②イベントで火気器具を使用する露店、模擬店などを開設する場合は、消防本部予防課に届出（露店等の開設届出書）が必要です。

届出・事前相談について

○商店街や商店街周辺の空きテナントで新たに事業をされる場合、使用用途などによっては法令上、消火器などが必要になる場合や条例上の規制（厨房の基準など）があり、届出が必要になる場合があります。
まずは、消防本部予防課へ相談をしましょう！

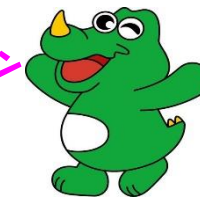

【問い合わせ先】
糸島市消防本部　予防課（TEL：092-332-8026）　住所：糸島市前原1783番地１